準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を二十一億一千六百八十八万七千五百円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年六月三十日

掲載頁　一五三頁（号外第一四五号）

令和八年十月二十六日

横浜市西区みなとみらい二丁目二番一号

ランドマークタワー一二階

株式会社Ｎ　Ｂａｔｏｎ　Ｃｏｍｐａｎｙ

代表取締役　久保田　令

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を二千八百十六万五千二百九十一円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年十月十九日

掲載頁　五十六頁（号外第二二九号）

令和八年十月二十六日

長崎市横尾二丁目四番二六号

株式会社ＭＹＫ企画

代表取締役　宮崎　康

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億四千六百三十五万九千九百二十六円、資本準備金の額を一億四千六百三十五万九千九百二十六円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年六月十七日

掲載頁　一四二頁（号外第一三三号）

令和八年十月二十六日

札幌市北区北二十一条西十二丁目北海道産学官協働センター

株式会社エヌビィー健康研究所

代表取締役　髙山　喜好

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、募集株式の発行及び新株予約権の行使により資本金及び資本準備金の額が増加することを条件として、資本金の額を十四億五千八百五十九万七千九百二円、資本準備金の額を十四億五千八百五十九万七千九百一円減少し、それぞれ一千万円、四千二百五十一万五千五百一円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年八月六日

掲載頁　七十五頁（号外第一七七号）

令和八年十月二十六日

東京都千代田区紀尾井町三番六号

ＨＲクラウド株式会社

代表取締役　中島　悠揮

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億二千五百万円減少し、資本準備金の額を一億二千五百万円減少し、それぞれ一億円、〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は左記のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年五月十二日

掲載頁　一〇五頁（号外第一〇五号）

令和八年十月二十六日

東京都港区南青山三丁目一番七号青山コンバルビル二階　ｗｐｄジャパン株式会社

代表取締役　海野　俊幸

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四千八百九十三万三千七百五円、資本準備金の額を四千八百九十三万三千七百四円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年十月九日

掲載頁　一七二頁（号外第二二三号）

令和八年十月二十六日

東京都渋谷区恵比寿西一丁目一六番一五号

ＥＢＩＳＵ　ＷＥＳＴ三階

ＤＥＮＨＡＭ　ＴＨＥ　ＪＥＡＮＭＡＫＥＲ　ＪＡＰＡＮ株式会社

代表取締役　根岸　洋明

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億三千五百六十五万円減少し、資本準備金の額を一億三千五百六十五万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年十月二十一日

掲載頁　八十七頁（号外第二三一号）

令和八年十月二十六日

大阪府八尾市山本町北三丁目一番二八号

森田殖産株式会社

代表取締役　森田　規子

基準日設定につき通知公告

当社は、令和八年十一月十日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を千株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和八年十月二十六日

東京都世田谷区上用賀四丁目二二番二三号

株式会社Advanced AI Partners

代表取締役　麹池　貴彦

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年十一月十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年十月二十六日

埼玉県富士見市大字東大久保三〇九番地

島田建設株式会社

代表取締役　島田　敏郎

限定承認公告

本籍山梨県韮崎市中田町小田川二二番地、最後の住所山梨県笛吹市春日居町鎮目一六五一番地五サンライフ春日居六〇七号

被相続人　亡　細田　政博

右被相続人は令和七年九月三日死亡し、その相続人は令和八年九月十六日甲府家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十六日

東京都文京区音羽一丁目一六番八―一三〇一号

限定承認者　石井　澄夫

限定承認公告

国籍韓国、最後の住所大阪府八尾市永畑町三丁目二番三―一〇〇七号

被相続人　亡　藤本由松こと　李　由松

右被相続人は令和七年十一月二十三日死亡し、その相続人は令和八年十月十五日大阪家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十六日

大阪府八尾市老原五丁目二二五―一グリーンコート一〇五

限定承認者　藤本英雄こと　李　英雄

限定承認公告

本籍兵庫県三木市緑が丘町中三丁目一番地八、最後の住所兵庫県三木市緑が丘町中三丁目一番地の八　被相続人　亡　池田健四郎

右被相続人は令和八年五月二十六日死亡し、その相続人は令和八年十月十六日神戸家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十六日

奈良県生駒市北大和二丁目一九番地一〇

限定承認者　池田貴日止

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、令和八年十一月三十日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

令和八年十月二十六日

岐阜県岐阜市神田町六丁目一一番地一

カンダまちおこし株式会社

代表取締役　田代　達生